

(株)メディカ・コンサルティングの 医業経営 Q&A

知って満足!

No.2

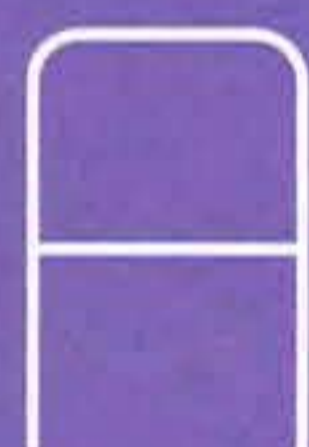
(続) どう変わる? 医療法人制度

第5次医療法改正



今年医療法が改正されたようですが、我々民間医療法人はどのようなことに注意すれば良いですか?

(金沢市 X病院事務長)



(前号の続き)

前回、第5次医療法改正により ①医療法人の解散時残余財産の帰属先の制限 ②自主的運営基盤の強化 ③医療法人の附帯業務の拡大 ④社会医療法人の創設などの見直しが行われ、②についての対応をお話しました。

その他、早期対応・検討が必要なものとしては①があります。

「医療法人の解散時残余財産の帰属先の制限」とは、もし医療法人が解散した場合、その残余財産は①国、②地方公共団体などに帰属するという事です。これは今回の医療法改正のテーマである非営利性の徹底によるものです。

しかし今改正では経過措置が設けられています。平成19年4月1日前に設立された医療法人のうち、全体の98%を占める「持分の定めのある医療法人」(以下、経過措置型医療法人)は「当分の間」この規定の適用を受けず、財産権が守られます。

定款変更

平成19年4月1日前に設立された医療法人は、平成20年3月31日までに新医療法に沿って定款(寄付行為)の変更認可申請の必要があります。

前述の「当分の間」の経過措置を適用するためには、下記条項を定款に残す必要がありますので、定款変更作業にはご注意ください。

財産権を守るために残すべき条項(旧モデル定款)

第9条 社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。

第34条 本団体が解散した場合の残余財産は、払込済出資額に応じて分配するものとする。



島経営グループ

株式会社メディカ・コンサルティング

〒920-0841 金沢市浅野本町2丁目9番25号
Tel 076-252-0162(代) Fax 076-251-4615 <http://www.hatakekeiei.com/>

グループ企業：税理士法人 島税理士事務所